

省 令

農林省令第四十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十八年七月十六日

農林大臣 重政 誠之

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「四日市」の下に「七尾」を、「宇野」の下に「尾道系崎」を、「境」の下に、「小松島」を加え、同条第二項

第一号中「塩釜」の下に、「秋田給川、千葉」を、「津」の下に、「水島」を加え、「尾道系崎」及び「小松島」を削り、同項第二号中「青森」の上に「留萌」を、「宮古」の下に、「衣浦」を加え、同項第三号中、「七尾」、「尾道系崎」及び「小松島」を削り、「佐伯」の下に、「三池」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。